

平成25年6月3日

報道各位

敦賀市総務部総務課

平成25年6月定例会提出給与関係条例案について

みだしのことについて、下記のとおり、6月定例会に給与関係条例案3件を提出しますので、お知らせします。

1 給与減額支給措置について

国の削減要請を踏まえ、職員の給与を平均3.2%減額する。

- ・ラスパイレス指数：削減前 103.2 → 削減後 100
- ・内 容：一般職 給料月額を職務の級に応じて、2～5%減額する。
特別職 給料月額を一律10%減額する。
- ・対象職員：一般職 887人（医師43人を除く。）
特別職 4人（市長、副市長、教育長）
- ・措置期間：平成25年7月～平成26年3月末（9ヶ月間）
- ・削減総額：約6,000万円

2 退職手当の支給水準引下げについて

退職給付の官民較差を解消するため、国家公務員の退職手当法の改正を踏まえ、職員の退職手当の支給水準を引下げる。

- ・内 容：退職手当を計算する際に乗じる「調整率」を1.04から0.87まで、4段階で引下げる。
第1段階 平成25年7月1日から 1.00
第2段階 平成26年4月1日から 0.96
第3段階 平成27年4月1日から 0.92
第4段階 平成28年4月1日以降 0.87

3 55歳を超える職員の昇給抑制について

人事院勧告を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、55歳を超える職員の昇給を原則停止する。

- ・施行日：平成28年4月1日

担当 総務部総務課 酒谷
電話 22-8102（直通）
234（内線）